

## 物品売買契約に係る一般競争入札説明書

この入札説明書は、以下の品目に係る物品の売買契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 公告日：令和6年3月22日

2 入札に付する事項

- (1) 品名及び数量：電気自動車 22 台
- (2) 納入期限：令和7年3月21日（金）
- (3) 納入場所：仕様書による。
- (4) 仕様書及び契約書案：別添1-1及び1-2のとおり

3 仕様書に関する質問及び回答について

仕様書等に関する質問については、令和6年4月5日（金）正午までに、ファクシミリ（任意様式）により、沖縄県物品管理課（FAX 番号：098-866-2842）にて受け付ける。電話及び窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。また、質問に対する回答は、沖縄県物品管理課ホームページに掲載する。

4 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和6年3月22日付け沖縄県公報定期第5202号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電動車に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 納入しようとする車両の性能等証明書並びに納入先近郊において点検整備等を実施する体制及び修理等を適切に実施できる体制が構築されていることを証する書類を令和6年4月5日（金）午後5時までに5(3)の場所に提出し、仕様書に示す契約内容が履行できることを証明した者
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者  
なお、資本関係又は人的関係がある場合とは次のとおり  
ア 資本関係 次のいずれかに該当する場合  
① 親会社と子会社の関係にある場合  
② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
イ 人的関係 次のいずれかに該当する場合  
① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

## 5 入札参加申請書の提出等について

### (1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類等を直接、又は簡易書留等の郵送により沖縄県物品管理課へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。

なお、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

ア 申請書等提出確認表

イ 一般競争入札参加資格確認申請書

ウ 確約書

エ 入札保証金納付発行依頼書

オ 入札保証金免除申請書

カ 車両の性能等機能証明書

キ 実施体制証明書

ク 入札参加資格確認結果通知用封筒

(長形3号の封筒に84円切手を貼付し、貴社所在地、宛名人等を記入すること。)

※入札保証金関係 エ又はオいずれかを提出

### (2) 入札保証金について

見積る契約金額の100分の5以上の金額を別添2-8に示すとおり納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

### (3) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和6年4月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

イ 場所 沖縄県出納事務局 物品管理課 管理調達班(沖縄県本庁舎2階)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話: 098-866-2148 FAX: 098-866-2842

### (4) 入札参加資格の確認結果通知

資格確認結果は、書面にて通知する。

なお、入札参加できないと通知された者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、

書面をもって物品管理課長に説明を求めることができる。

## 6 入札書の提出方法等について

### (1) 入札書の作成方法

ア 入札書は、別添 3-1 の様式を使用するものとし、入札書には、入札者の所在地又は住所、商号又は名称、氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額のうち課税対象金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（ただし、非課税対象額については 100 分の 100 の額）を入札書に記載すること。

### (3) 入札書の提出方法

7(1)の物品管理課に令和 6 年 5 月 7 日（火）午前 11 時に持参し、入札者が他人に代理させるときは、必ず委任状を提出すること。

郵便による入札を希望する場合は、簡易書留郵便等により下記(4)の期限までに沖縄県出納事務局物品管理課に提出すること。

郵送の際は二重封筒とし、内封筒には開札日時、件名及び商号を記載の上、入札書のみを封入し、入札書に押印した印鑑（代表者印）と同じ印鑑で封印すること。外封筒には、件名、「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、入札書の入った内封筒を入れて郵送すること。詳細は別添 3-3 を参照すること。

### (4) 郵便の場合の入札書提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和 6 年 5 月 1 日（水）午後 5 時必着

イ 提出先 〒 900-8570 那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号 沖縄県物品管理課 管理調達班  
※発送状況の追跡が可能な簡易書留郵便等で提出すること。（レターパック可）

## 7 入札執行の場所及び日時

入札の執行及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

(1) 場所：沖縄県本庁舎 2 階 沖縄県出納事務局 物品管理課

(2) 日時：令和 6 年 5 月 7 日（火）午前 11 時

## 8 入札執行に関する事項

### (1) 入札心得

ア 入札者は、契約の内容及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。

イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

### (2) 開札方法

ア 開札は、上記 7 で指定する場所及び日時で行う。

イ 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいない場合は、再度入札を行う。なお、郵便入札者がいた場合は再度入札の日時、場所等については、FAX 等で入札参加者に通知する。

エ 再度入札は、2回までとする。

(3) 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（ただし、ウ及びエ、キからケを除く。）

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

ウ 入札書の表記金額を訂正した入札

エ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

オ 入札条件に違反した入札

カ 連合その他不正の行為があった入札

キ 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札

ク 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札

ケ 入札書を封入した封筒について、封がされていない、または封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札

コ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 持参するもの

(1) 入札書、委任状（代理人が入札をする場合）

(2) 入札用封筒、のり（入札書を入れた後、封をして入札箱に投函するため）

(3) 印鑑（書類に訂正等がある場合や再入札に必要となるため）

ア 代表者が参加する場合 会社代表者印

イ 代理人が参加する場合 委任状の代理人使用印

(4) 再入札の入札書数枚（再入札に使用するため）

10 落札者の決定方法

(1) 落札決定にあたっては、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札書を2人以上が提出している場合は、直ちに、当該入札者

にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約ができるものとする。

## 11 契約に当たっての留意事項

### (1) 契約事項等

ア 契約事項は、契約書（案）及び仕様書による。

イ 落札者は、発注者が作成する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に**仮**契約を取り交わすものとする。

ウ 落札者が、上記イに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

### (2) 契約保証金

沖縄県財務規則101条により、契約金額の100分の10以上を納付することとする。

ただし、次のア又はイに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することとする。

ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 12 その他

- (1) 入札参加資格を有する旨の通知書を受領した後、入札の完了予定までに入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札ができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。
- (4) 落札決定後、契約締結等に関する県との調整に誠実に対応すること。

### (関係様式等)

別添1-1 仕様書

別添1-2 物品売買契約書（案）

別添2-1 申請書等提出確認表

別添2-2 一般競争入札参加資格確認申請書

別添2-3 確約書

- 別添 2 - 4 入札保証金納付書発行依頼書
- 別添 2 - 5 入札保証金免除申請書
- 別添 2 - 6 車両の性能等証明書
- 別添 2 - 7 実施体制証明書
- 別添 2 - 8 入札保証金の納付について
- 別添 3 - 1 入札書
- 別添 3 - 2 入札辞退届
- 別添 3 - 3 郵便入札の留意事項
- 別添 3 - 4 委任状